

支給対象事業者の要件について

以下のいずれかの事業を利用した中小企業等である。

- ア 令和3年度以降に東京しごと財団が実施する「雇用創出・安定化支援事業」
- イ 令和2年度に東京都が実施した「雇用安定化就業支援事業」
- ウ 令和4年度に東京しごと財団が実施する「ものづくり産業人材確保支援事業」

はい

採用日時点の年齢が、34歳以下または55歳以上の方を採用した。

いいえ

はい

対象労働者を非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として採用し、6か月以上継続して雇用している。

いいえ

はい

東京労働局管内に雇用保険適用事業所がある。

いいえ

はい

中小企業事業主である。
※中小企業事業主の定義は、裏面にてご確認ください。

いいえ

はい

下記すべての要件を満たしている。
・法人住民税、法人事業税（個人事業主は個人住民税、個人事業税）の未納がない。または、納税義務がない。
・誓約書（様式第2号）のすべての項目にチェックできる。

いいえ

はい

対象労働者に対して、支援期間（3か月）のうちに、以下の支援を実施し、期日までに実績報告書の提出をすることができる。また、採用日から支援期間終了日まで対象労働者が都内に勤務している。

- ア 指導育成計画（3年間）の策定
- イ 指導育成計画に基づく研修の実施
- ウ 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導

いいえ

はい

いいえ

支給対象事業者の要件を満たさなため、申請できません。

実績報告書のご提出→審査→額の決定通知（振込み）となるため、計画に沿った支援期間中の取組実施、実績報告書の提出がない場合は支給できません。

当助成金において支給対象とする事業者に該当します。

参考：中小企業主の定義について

郵送申請の手引き P.3,18,19参照

中小企業事業主とは、以下の表に該当する事業主のことをいいます。

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分とします。

詳細は、P. 18、19をご参照ください。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※資本金を持たない事業主は「常時雇用する労働者の数」によって判断します。

（例）個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合